国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第73回理事会(EB#73)概要報告

2013年 5月31日 経済産業研究所·東京大学 戒能

kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2013年 5月27日 (月) - 5月31日 (金), 補助機関会合でのQ&A 6月 4日(火)

場 所 ドイツ・ボン UN Campus 及び Maritime Hotel

主要結果

1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Laksmi D. (インドネシア)*	* Hussein B. (ヨルダン)
中南米 LACRB	Antonio H. (メキシコ)	Edualdo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Victor K. (コンゴ)	Ahosane K. (コートジボアール
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グラナダ: 副議長)	Amjad B. (モルジブ)
(途上国)	Duan M. (中国)	Qasi K. (バングラデシュ)
Non-An.1	Miguez J. (ブラジル)	Washington Z. (ジンバブエ)
移行国 EIT	Diana H. (アルメニア)	Natalia K. (ウクライナ)
西欧 WEOG	Peer S. (ノルウェー: 議長)) Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Martin C. (EU/ドイツ)	Christopher F. (オーストラリア)
Annex-1	Lambert S. (EU/ドイツ)	戒能 一成 (日本)
(斜体は欠席, *	· 新任)	

2. 運営管理 (議題2.1~2.4)

- 2-1. 組織改編:組織規約改訂
 - 1) 背景 (第72回理事会(EB#72)迄の規約に関する議論の反映)
 - 2) 結果 財務小委員会の設置

(新Annex-1)

- パネル・WG遵守規約(TOR)改訂

(新Annex-2)

- 5) 注記 EBに関する遵守規約(COC)改訂内容をパネル・WGなどに敷衍し整理したもの。
- 2-2. パネル·WG構成員改選
 - 1) 背景 (定例改選, CCS-WGは改選なし)
 - 2) 結果 信認パネル (AP)

5名 (2名留任)

- 方法論パネル (Meth)

10名 (8名留任)

- 小規模WG (SSC)

5名 (4名留任)

- 植林·再植林 (A/R)

5名 (3名留任)

- 5) 注記 前回EB決定に基づき減員。日本からは方法論パネル(Meth)に 山口氏が再選。
- 3. 個別案件 (議題3.1~3.4) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)
 - 3-1. DOE信認 Accreditation
 - 2) 結果 2件の再信認(BVCH,LRQA)(3年間), 2件の6ヶ月暫定延長を承認。
 - 1件の臨時検査(SC), 3件の定期検査(RS), 11件の業務検査(PA)の完結を了承。
 - 1件の業務監査(PA)の否定的結果(DNV)を了承。

3-2. 登録 Registration

- 1) 背景 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
 - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
 - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
- 2) 結果 事務局:調査チーム(RIT)の見解が異なる 10事業を登録,以下 5事業を拒絶。

·#5731 BPJ バイオマス発電 (マレーシア)

拒絶 BVCH ×

·#6331 PM 水力発電 (ブラジル)

拒絶 BVCH ×

·#6548 GJC 炭鉱メタン回収発電 (中国)

拒絶 ERMCVS ×

・#6576 PEA 随伴ガス回収利用 (エクアドル)

拒絶 DNV ×

·#8453 KT パーム油コンポスト化 (マレーシア)

拒絶 LRQA ×

5) 注記 - 追加性証明時の E+/E- 政策評価関連案件が 2件含まれていたが、いずれも登 録承認となっている。(5-1. E+/E-政策関連 参照)

3-3. 発行 Issuance

- 1) 背景 (上記 3-2. 登録 に同じ)
- 2) 結果 事務局・調査チーム(RIT)の見解が異なる 1事業を発行,以下 1事業を拒絶。 ·#0918 EV 複合サイクル発電 (キューバ) 拒絶 SGS ×
 - 再申請 3事業は全て受理。

4. 制度改正(1) / 事業基準·手続基準 (議題4.1, 4.2)

4-1. DOE信認関係

(会議前 Annex-3,-14,-15) 重 要

(信認基準改訂案 会議前 Annex-3)

- 1) 背景 EB#72以来の継続検討課題, なお検討中部分多数, 次回最終成案(予定)
- 2) 結果 EB意見を反映し継続検討 (再度AP·DOEとの協議を予定)
- 3) 議論 EBでの議論では以下 4点について見解が一致、事務局に改訂を指導。
 - 「知識基準」での信認における公平性の担保, 試験による個人資格認定の追加
 - 業務分野(Sector Scope)の改善; 特定性確保と過度の細分化防止の両立など
 - DOEにおける現行基準からの移行費用が最小化されるよう配慮
 - 外部委託における関連企業制限の撤廃
- 4) 対応 DOEとの協議を 6月に予定、関係各位においては必要に応じ意見提出ありたい。
- 5) 注記 従来の実務経験・学歴呈示による証明手法から新「知識基準」による証明手法への 移行に伴い、既存認証従事者の対応可能業務分野が変更され、従って DOEの 認証対応業務分野も変更されることとなるため、いずれも再信認が必要となる 場合が生じ得ることに注意。

(信認手続基準改訂案 会議前 Annex-14)

- 1) 背景 (会議前 Annex-3 同様, 手続関連部分)
- 2) 結果 EB意見を反映し継続検討 (AP·DOEとの協議を予定)
- 3) 議論 EBでは以下のとおり意見呈示, 事務局にて再検討。
 - DOEの監視措置(UO)の適用基準の更なる明確化, 意図的検査妨害時の措置, DOEの業務検査(PA)回数の再考·少実績時の例外措置,独立監査者の基準設定

(業務状況監視(PM)基準改訂案 会議前 Annex-15)

(新Annex-14)

- 1) 背景 (会議前 Annex-3 同様,業務監査(PA)関連部分)
- 2) 結果 改訂案を採択。
- 3) 議論 DOEの提出書類について、事務局での審査時の問題発生件数·比率に対し原因 究明措置(RCA)を課する基準値(I₁CC,I₁RC)につき、静的基準(固定閾値・裾切有)

とするか動的基準(実績値反映閾値・裾切なし)とするかを議論。

- 前回理事会指導に基づき、事務局準備の統計的分析結果を討議、結果を了承。
- 4) 対応 当該決定に基づき I₁各指標についての裾切(7件未満)は廃止され、全DOEが動 的基準による監視対象となることに注意。(詳細は新Annex-14参照)

4-2. 標準化ベースライン関係

(会議前Annex-5,-6,-8,-9,-13)

(標準化ベースライン規制体系整理 会議前Annex-5)

- 1) 背景 標準化ベースライン策定手法を整理・体系化
- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 規定整理, データ年数・更新周期の妥当性などにつき事務局に追加作業指示。

(標準化ベースライン閾値決定方法 会議前Annex-6)

- 1) 背景 標準化ベースラインの閾値(Xa,Xb,Ya,Yb)決定方策の検討
- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 標準化ベースライン関連ガイドライン改定後を目処に作業実施, 但し本手法の 適用可能性について更に実データによる検定を実施するよう指示。

(標準化ベースライン策定手続改訂 会議前Annex-13)

- 1) 背景 標準化ベースライン策定手続を検討
- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 事務局原案では,方法論を伴う標準化ベースライン(SBM)と、方法論を伴わない標準化ベースライン(SB)について手続の分離(2トラック化)を規定していたが、当該分離の必要性につき疑問が呈され、DNAなど関連機関の意見照会を事務局に指示。

(標準化ベースライン採択 会議前Annex-8,-9)

- 2) 結果 採択 (以下 2件)
 - アフリカ南部電力系統排出係数標準化ベースライン (新Annex-3)
 - ウガンダ木炭製造メタン排出標準化ベースライン (新Annex-4)
- 5) 注記 CDMでは初の標準化ベースライン。

4-3. 計測不確実性問題

(会議前 Annex-4,-12)

(大規模事業計測不確実性問題 会議前 Annex-4)

- 1) 背景 EB#69素案提示(議論せず), 継続検討
- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 EBで 要求事項の明確化, 選択肢の適用可能性, 既存基準との関係整理等議論。

(監視計画上の精度要求達成不能時の措置 会議前 Annex-12)

- 1) 背景 事務局による分析, 事業乖離承認の80%以上が監視計画
 - 特にエネルギー・廃棄物関連での監視計画の達成不能申請が多
- 2) 結果 継続検討
- 3) 議論 EBで 問題所在の明確化, 事業者が実施すべき監視計画の改善などを議論。

4-4. 個別方法論関係

(新Annex-5 \sim 13)

- 1) 背景 (方法論パネル(MeTH)・小規模事業WG(SSC) からの提案による検討)
- 2) 結果
 - 硝酸工程等N2O関係方法論の整理·統合

(ACM0019·AM0028改訂, AM0034·AM0051廃止)

新Annex-5,-7

- 暖房用熱源の化石燃料から地熱への転換 (AM0072,誤記訂正)

新Annex-6

- 住宅用建築物の暖房エネルギー効率向上 (小規模, AMS-IIR)

新Annex-9

- 他小規模改正 (AMSIIJ, AMSIIIBG, AMSIIIAV, 誤記訂正など)新Annex10~12
- 3) 議論 硝酸工程N2Oの排出係数については 3通りの算定手法を許容。制度移行に伴う 事業期間更新時の悪影響を一定程度緩和。

5. 制度改正(2) / 政策論 (議題4.3)

5-1. E+/E-政策と追加性の関係についての再検討(2)

重要

- 1) 背景 事業者団体・DOE団体(PD-,DOE-Forum)などからの問題提起。 前回EB(EB#72)からの継続検討課題。
 - 従来途上国の省工ネ・新工ネ政策(E-政策)は、2001年以降実施された政策に限りベースライン検討時に影響を除外して良いものとされてきた。(E+はその逆)仮に当該除外をしなければ、CDM事業に不利な E-政策の導入を途上国政府が躊躇する可能性があり、政策措置に異常な動機を付与しかねないためである。
 - 一方追加性証明時の投資分析において、同様にE-政策による補助・税制などの収入を控除すべきか否かは不明確で、関係者から再三問題提起がされてきた。
 - 例えばインドの再生可能エネルギー電力支援政策(REC)の場合、風力発電ではREC収入が入るため導入率が大幅に増大したが、ベースライン設定においては当該増大分を考慮する必要はない反面、追加性証明の投資分析時にRECを収入に入れるべきか否かは事業毎に「個別判断」とされ、不透明な状態が継続してきた。
- 2) 結果 E-政策による影響について、ベースラインに加えて追加性証明における投資分析においても一定の控除を認める方向で検討開始。
 - 具体的には、E-政策の施行から 7年間に限り CDM事業の投資分析においてE-政策に関連する補助・税制などを収入に計上する必要はない、とする案を検討。 (例: 投資期間15年の事業で、E-政策施行後 2年目から開始した場合は 5年分のみ控除可,6~15年目分は補助・税制などを収入に計上して IRR等を評価)
 - 次回採択に向けて、事務局に関連ガイドライン等の修正案準備を指示。
- 3) 議論 当初、事務局資料に基づき E+/E-政策による収入を追加性証明に完全に含めるべきか・否かの二分論で議論開始したが、紛糾し結論を得ず。
 - 妥協案として実事例の多い E-政策につき政策開始から一定期間の控除を認め、 途上国の政策への悪影響を防止しつつ追加性を保持すべき、との見解で一致。
 - 但しガイドラインなどの細部は今後要検討とされ、次回EBで議論の予定。
- 5) 注記 E+ 政策(灯油価格補助や大気汚染規制などエネルギー消費増加につながる政策の場合)については時間切れとなり今回EBで議論できず。今後議論の予定。

6. 雑 感

- DOE-Forumから、第一約束期間の終了に伴い業務が大幅に減少しており、DOEでは廃業・ 事務所閉鎖などが現実の問題となりつつある旨報告有。
- 一方、積年の課題であった E-政策と追加性の問題について解決の糸口ができたことは歓迎。 また今回 EBでは CDMでは初となる標準化ベースライン 2件を採択。今後とも事業認定・ 登録手法の簡素化・整合化は進展していく見通し。
- 遅きに失した感はあるが、CDM事業の惨状を前に EB各理事の態度は協力的な方向へ変化 しつつある模様。

次回理事会(EB#74) 2013年 7月22日~ 26日, ドイツ・ボンにて開催予定 次回理事会(EB#75) 2013年 9月 (日時未定) ドイツ・ボンにて開催予定